

判決年月日	平成19年 7 月12日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成19年（行ケ）10013号		
○階段状の遺跡付近で女性ダイバーが遊泳している図と「海底遺跡」との文字から成り指定役務を「海底遺跡を見学するための海底散策・海上散策の案内」等とする商標登録の指定役務の一部について商標法3条1項3号に該当するとして商標登録を取り消した特許庁の決定に誤りがあるとして同決定を取り消した事例			

（関連条文）商標法3条1項3号

第1 概要

1 事案の概要

本件は，原告が有する下記商標登録につき，第三者から商標法43条の2に基づき登録異議の申立てがなされ，特許庁が指定役務の一部（下記下線部分。以下「本件役務」という。）について商標登録の取消決定（以下「本件決定」という。）をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

記

（本件商標）



（指定役務）

第39類

「鉄道による輸送，車両による輸送，道路情報の提供，自動車の運転の代行，遊覧船・クルーズ客船による輸送，船舶による輸送，航空機による運輸，貨物のこん包，貨物の輸送の媒介，貨物の積卸し，引越の代行，遊覧船・クルーズ客船の貸与・売買又は運航の委託の媒介，船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介，船舶の引揚げ，水先案内，海底遺跡を見学するための海底散策・海上散策の案内，海底遺跡を見学するためのスノーケリング・ダイビングを行う主催旅行の実施，海底遺跡を見学するためのスノーケリング・ダイビング旅行者の案内，海底遺跡を見学するためのスノーケリング・ダイビング旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ，海底遺跡を見学するための遊覧船・クルーズ客船・その他の船舶による旅行者の案内，海底遺跡を見学するための遊覧船・クルーズ客船・その他の船舶による主催旅行の実施，海底遺跡を見学するための主催旅行の実施，海底遺跡を見学するための旅行者の案内，海底遺跡を見学するための旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ，寄託を受けた物品の

倉庫における保管，他人の携帯品の一時預かり，ガスの供給，電気の供給，水の供給，熱の供給，倉庫の提供，駐車場の提供，有料道路の提供，係留施設の提供，飛行場の提供，駐車場の管理，荷役機械器具の貸与，自動車の貸与，遊覧船・クルーズ客船の貸与，船舶の貸与，車いすの貸与，自転車の貸与，航空機の貸与，機械式駐車装置の貸与，包装用機械器具の貸与，金庫の貸与，家庭用冷凍冷蔵庫の貸与，家庭用冷凍庫の貸与，冷凍機械器具の貸与，ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与」

2 本件決定の内容

本件決定の要旨は，本件商標は，これを指定役務のうち本件役務について使用すると，これに接する者は，全体として，海底遺跡観光やスキューバダイビングの名所として広く知られた沖縄県与那国島の海底で発見された海底遺跡を，文字と図形とをもって表したと容易に認識し理解するから，単に，本件役務の質（内容），役務の提供の場所等を表示したものと認識するにすぎず，したがって，自他役務の識別標識としては機能しないから，法3条1項3号に該当するとして，本件役務に関する指定役務部分を取り消し，その余の指定役務についての商標登録はこれを維持する，としたものである。

第2 裁判所の判断

- 1 本件商標は，前記のとおり，台形状矩形の右上部分を2段に階段状に切り取って成る図形（階段状図形）と，その階段状図形に向かって，両腕を広げた女性ダイバー図を黒塗りにシルエット風に表し，女性ダイバー図の下部に「海底遺跡」の漢字を配した構成より成るものである。

ところで，階段状の構造物は，世界的に著名なピラミッドを想起すれば明らかなように，遺跡の形状としてきわめて一般的なものであるから，上記図柄が「女性ダイバーが海底にある遺跡（階段状の構造物）を見学している状態」を想起させるものであると理解することは容易であるものの，上記図柄に「海底遺跡」との漢字が配されているだけで「与那国島海底遺跡」ないし「沖縄海底遺跡」等の表示はなされていないのであるから，それ以上に，上記遺跡が与那国島の海底遺跡であるとまで想起させることはできない。

- 2 これに対し被告は，与那国島の海底遺跡は，「階段状構造物を特徴とする海底遺跡」として，少なくとも遺跡や旅行及びダイビングに興味を有する者には広く知られるようになっており，本件商標の階段状図形は，与那国島の海底遺跡の特徴と酷似するものである旨主張する。

しかし，本件商標における階段状図形は，上記のとおり，台形状矩形の右上部分を2段に階段状に切り取ったものにすぎず，それ以上の特徴を有するものではない。そして，海底遺跡それ自体ないし階段状の構造物を有する海底遺跡が与那国島の海底遺跡しかないのであれば，「海底遺跡」との文字ないし同文字と階段状図形の存在によって，本件商標が与那国島の海底遺跡を特定して表示したものと解することができるかもしれないが，階段状の構造物を有する海底遺跡としては，与那国島の海底遺跡のほかに，熱海の海底遺跡やアレクサンドリアの海底遺跡が存在するのであ

り，しかも，これらにおける階段状の構造物の特徴は，本件商標の階段状図形の特徴と何ら矛盾するものではない。そうすると，階段状図形からなる本件商標が与那国島の海底遺跡という特定の海底遺跡を表示するものと解することは困難といわざるを得ない。

- 3 そうすると，本件商標が，全体として，与那国島の海底遺跡を文字と図形とをもって表したと容易に認識，理解されると判断し，それに基づき法3条1項3号該当性を論じた本件決定の取消し部分は誤りというほかなく，他の理由を示していない本件にあっては，この誤りは審決の結論に影響を及ぼすというべきであって，原告主張の取消事由は理由がある。

特許庁は，本件商標が与那国島の海底遺跡のみを想起させるものではなく，熱海海底遺跡やアレクサンドリアの海底遺跡を含む海底遺跡一般を想起させるものであることを前提として，改めて本件登録異議の申立ての当否につき判断すべきである。